

千葉県いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年千葉県条例第31号）第19条第2項の規定により、千葉県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会は、次の各号に掲げるいじめの防止等に係る事項について協議する。

- (1) 情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 関係機関の相互連携・協力に関すること。
- (3) 啓発活動に関すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、連絡協議会設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡協議会は、会長及び別表に掲げる関係機関等の代表者等をもって組織する。

- 2 会長は、千葉県教育委員会教育長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名する関係機関等の代表者等がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、別表に掲げる関係機関等以外の者の出席をもとめることができる。

(担当者会議)

第5条 連絡協議会に担当者会議を置く。

- 2 担当者会議は、関係機関等の担当者をもって構成する。
- 3 教育委員会が必要と認めるときは、担当者会議に専門部会を置くことができる。
- 4 前条の規定は、担当者会議について準用する。

(秘密保持義務)

第6条 連絡協議会の出席者は、正当な理由なく連絡協議会の協議事項に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 連絡協議会の庶務は千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課において処理するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

参考 千葉県いじめ防止対策推進条例

(千葉県いじめ問題対策連絡協議会)

第19条 県は、いじめの防止等を、関係機関及び関係団体と連携して推進するため、学校、千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び市町村の教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察その他の関係者により構成される千葉県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、県教育委員会が定めるものとする。